

貝塚市届出避難所登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第1項の規定により市長が指定する指定避難所（以下「指定避難所」という。）とは別に、地域住民が自主的に開設及び運営を行う避難所を届出避難所として登録することにより、避難状況を把握し、災害対策に反映させることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「届出避難所」とは、地震等の災害が発生した場合又は台風、豪雨等により災害の発生のおそれがある場合（以下「災害発生後等」という。）に、指定避難所とは別に、地域の安全を確保するため、地域住民が自主的に開設及び運営を行う避難所として、第4条の規定により登録を受けたものをいう。

(対象とする施設)

第3条 町会・自治会、自主防災組織その他これらに準ずるものとして市長が認めるもの（以下「町会等」という。）が所有又は貸借している町会・自治会館・集会所及び所有者と使用を合意している民間施設（以下「町会館等」という。）で、地域住民が避難所として使用することができる施設とする。

2 前項に規定する町会館等は、想定される災害による影響が比較的少ない建物であること。

3 町会等は、町会館等の使用に関し、安全点検や不測事態の対策マニュアル等を準備するなど、安全な使用に努めるものとする。

(登録の届出等)

第4条 届出避難所として町会館等を登録しようとする町会等は、届出避難所登録届出書（様式第1号）を市長に提出することができる。

2 市長は、前項の規定による届出を受け、届出避難所の登録をしたときは、届出避難所登録通知書（様式第2号）により、当該届出避難所に係る届出を行った町会等（以下「設置者」という。）に通知するものとする。

(開設及び運営並びに費用負担等)

第5条 届出避難所は、設置者が自主的に開設及び運営を行うこととし、市は職員等の派遣を行わないものとする。

2 届出避難所の開設及び運営に係る経費は、設置者の負担とする。

3 大規模災害発生等により避難が長期化した場合において、救援物資等が必要なときは、設置者は指定避難所で受領するほか、必要な救援物資の種類及び数量について市に要請することができる。

(市への連絡)

第6条 設置者は、災害発生後等において届出避難所を開設したときは、その開設時刻、避難者数等を市に連絡するものとする。

2 設置者は、届出避難所を閉鎖したときは、その閉鎖時刻等を市に連絡するものとする。

(指定避難所との関係)

第7条 設置者は、指定避難所が開設されている場合においても、届出避難所の開設及び運営を行うことができる。

(届出避難所の公表)

第8条 届出避難所は、地域住民が自主的に開設及び運営を行う避難所であるため、市は登録された届出避難所の公表は行わない。ただし、登録、開設及び閉鎖についての問合せには対応するものとする。

(事故等の損害賠償等)

第9条 届出避難所の開設及び運営に伴い、事故等により損害が生じて、市はその責任を負わな

い。

(登録内容の変更)

第10条 設置者は、届出避難所の登録内容に変更があったときは、その旨を届出避難所登録内容変更届出書（様式第3号）により市長に届け出るものとする。

(廃止の届出)

第11条 設置者は、届出避難所を廃止したときは、その旨を届出避難所廃止届出書（様式第4号）により市長に届け出るものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。